

教育の内容

当院の在院者は、次のような教育活動を経て出院していきます。

入院 3 級 (おおむね3か月) 2 級 (おおむね4か月) 1 級 (おおむね4か月) 出院	生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活訓練, 問題行動指導, 治療的指導, 被害者心情理解指導, 保護関係調整指導, 進路指導 ・特定生活指導(被害者の視点を取り入れた教育, 薬物非行防止指導, 性非行防止指導, 暴力防止指導, 交友関係指導, 家族関係指導)
	職業指導	<ul style="list-style-type: none"> ・職業人としての自覚や勤労意欲を高めるための指導 ・職業に関する知識, 技能を身に付ける指導 ・資格取得に向けた指導
	教科指導	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に準拠した教科指導(義務教育対象者等) ・補習教育, 通信教育 ・高等学校卒業程度認定試験
	体育指導	<ul style="list-style-type: none"> ・体力測定 ・基礎体力の養成(サッカー, ソフトバレー, 持久走)
	特別活動指導	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的活動 ・情操的活動 ・各種行事 ・社会貢献活動

年間行事

1月 成人式	10月 運動会
3月 卒業式	11月 収穫祭
4月 観桜会	12月 クリスマス会
6月 開院記念行事	
その他, 各種スポーツ大会, 保護者会等を開催。	



観桜会



運動会

施設の沿革

- 昭和 26 年 12 月 三重少年学院分院宮川医療少年院として発足
- 昭和 27 年 6 月 宮川医療少年院として開設
- 昭和 45 年 3 月 施設全体改築工事完了
- 昭和 52 年 6 月 収容区分が長期, 男子, 初等・中等・特別・医療, 特殊教育課程対象者(名古屋, 大阪管内)となる。
- 平成 2 年 7 月 収容定員が改正により 80 名となり, 現在に至る。
- 平成 20 年 4 月 収容区分が長期, 男子, 初等・中等・特別, 特殊教育課程対象者(名古屋, 大阪管内)となる。
- 平成 22 年 3 月 低年齢少年収容棟が完成する。
- 平成 27 年 6 月 少年院法改正に伴い, 第 1 種・第 2 種少年院に指定される。

案内図



交通機関

J R 参宮線伊勢市駅又は近鉄伊勢市駅から, 三重交通バス(有滝行)を利用, 宮古橋バス停下車(所要時間約 10 分), 徒歩約 5 分(0.5 km)

施設要覧



宮川医療少年院

〒519-0504

三重県伊勢市小俣町宮前 2 5

0596-22-4844

FAX 0596-21-0048

宮川医療少年院は、主に東海・北陸・近畿の各家庭裁判所において少年院送致決定を受けた入院時におおむね12歳以上20歳未満の男子少年のうち

- (1) 知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの
- (2) 情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するものを収容し、特性に応じた治療的教育を行います。

教育の特色

- (1) 基本的な生活習慣を体得し、円滑な社会復帰に向けての生活意欲を高め、社会に適応する力を向上させるための教育
- (2) 受容的な雰囲気の中で、認知機能の向上を図り、自己理解を深め長所を伸長するための治療的教育
- (3) 再犯・再非行を防止し、健全な生活を送る習慣を身に付けるための指導

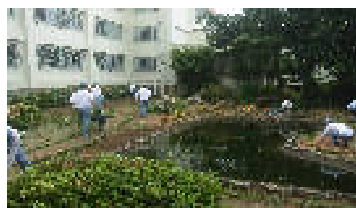
1日の生活

6:50	起床・洗面・清掃
7:20	朝食
9:00	朝礼
9:15	教育活動
12:00	昼食
13:00	運動・教育活動
15:30	面接・読書・学習
16:30	夕食
18:00	日記、課題学習
19:30	余暇時間(テレビ視聴等)
21:00	就寝

職業指導

当院在院者の多くは転職を繰り返しており、基本的な勤労習慣が身に付いていないため、一つの仕事に集中できるよう、根気・忍耐力を育てています。また、こうした実習を通して、心身の機能の向上と協調性も育てています。

陶芸科
土練り作業から学び、
上達すると花瓶や置物
等を製作します。



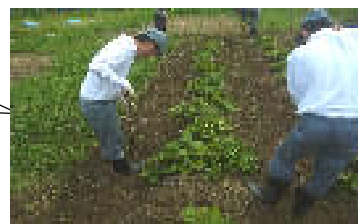
農園芸科(園芸)
スコップや鎌などを使用
して、花き栽培や院内美
化を行います。

木工科
周知刀を使用して
レリーフや置物等を
製作します。



サービス科
大型洗濯機を使用して
衣類の洗濯及び補修を
行います。

農園芸科(農業)
季節に応じた野菜を作り、
収穫物は少年の毎日の食材
に使用します。



教科指導

義務教育や高等学校への進学等を希望する者に対する指導を行っています。

治療的指導

- ・ *Cognitive-Enhancement-Training*
(認知機能強化トレーニング)
- ・ *Cognitive-Occupational-Training*
(認知作業トレーニング)

認知理論に基づいた治療的教育プログラムを実施しています。

社会復帰支援

出院後を見据えて、住居、就業先その他の生活環境の調整を行い、在院者が円滑に社会復帰できるよう必要な支援を行います。

(1) 帰住調整

出院する際、帰り先が決まらない少年に対して、引受人の確保や適切な帰住予定地を選定するため、保護観察所や福祉機関等と連携を図りながら支援を行います。

(2) 医療・療養に係る支援

適切な医療や療養を受けるために、出院後に通院する医療機関の調整や福祉サービスを受けるために必要な療育手帳・精神障害者手帳の発給手続に係る援助・支援を行います。

(3) 修学に係る支援

在院者の原籍校との復学調整、また、高等学校卒業程度認定試験の受験を受けるためや進学のための便宜を図ることもあります。

(4) 就業に係る支援

就労先の確保を目指して、公共職業安定所と連携し、職業講話、職業相談、求人情報の提供を行います。その他、キャリアコンサルティングの有資格者が、専門的な視点からアドバイスをしています。



ハローワーク見学